金沢地方裁判所委員会（第４０回）議事概要

１　開催日時

令和５年６月２６日（月）午前１０時～午後零時

２　開催場所

金沢地方・家庭裁判所裁判員候補者待合室

３　出席者

安藤喜代子委員、大島広士委員、河崎恵委員、高由紀委員、小水康史委員、土屋毅委員、林俊之委員、向峠仁志委員、山下良平委員、吉田克久委員（五十音順）

（説明担当者）

石田裁判官、笠松民事首席書記官、乗地刑事首席書記官、瀬田地裁事務局長、杉本地裁事務局次長、七浦家裁総務課長

（事務担当者）

宮村主任書記官、田渕書記官、宮本地裁総務課課長補佐、山村地裁総務課文書係長

４　意見交換のテーマ

民事訴訟手続におけるデジタル化について

５　進行

⑴　新任委員自己紹介

⑵　前回委員会における意見交換についての報告

⑶　裁判所からの概要説明

⑷　意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

⑸　次回の意見交換テーマ

未定

⑹　次回開催日時

未定

（別紙）

意見交換における主な発言の要旨

【委員長】

裁判所のデジタル化について、委員の皆さんの所属する団体と比較しての御意見をお聞かせいただきたい。

【委員】

大学の講義の感想を学生に聞くと、対面での講義は理解度や受けが良いが、オンラインで同じことをやってもあまり受けが良くない。裁判となると、オンラインと対面とで、熱意、表情や気持ち等の違いは表れないのか。

【委員】

電話会議に比べると、ウェブ会議の方が、双方の顔が見えるため、やり易さはある。特に揉め事だと、電話で話をしているよりは誤解が少なくなるのではないかと思う。

【委員】

以前から手続で利用していた電話会議では相手方に伝わっているか不安だったが、ウェブ会議になり相手方代理人の顔が映り、相手が頷いているのが分かるので、今までよりも伝わっているのではないかと思う。また、書面を示す場合、画面共有することで理解度は増していると思う。対面の方が良い場合には使い分けているのが実情だと思う。

【委員長】

旅館業では、デジタル化による変化はどうか。

【委員】

予約は、圧倒的にインターネットが多い。デジタル化といっても、人が入力することなので、相手が入力してくれた情報しか受け取ることができないことや、キャンセルした、しないでトラブルが起きることがある。デジタル化が進むにあたり、他にもシャットダウン等のトラブルが起きたらどうなるのかという不安はある。

【委員長】

デジタル化に対する不安点などの意見をいただいた。裁判所としても、ウェブ会議に参加しているのが本当に本人なのか等の当事者の特定の問題が出てくるところであるが、裁判所としての取扱いを紹介してもらえるか。

【委員】

参加している当事者が本人かどうか、ウェブ会議をする場所に適しているか等は、手続を進行する上で、裁判所として確認すべきことだと思う。ウェブ会議をする場所に適しているかという点では、例えば代理人弁護士の会議場所が弁護士事務所かどうか、外出先の場合は周囲に声が漏れていないか等を確認している。

【委員長】

ウェブ会議を利用するかどうかは、裁判官が機密性の確保ができるかどうかを確認の上で判断している。

また、ウェブ会議が不具合でシャットダウンした場合には、電話会議で引き続き行うことで対応することとなる。

裁判所のウェブ会議を利用する立場として、文書作成や図面のデータ作成において対応を工夫している点はあるか。

【委員】

文書作成等については、さほど高度な技術は求められてはいない。これから気を付け

なければいけないのは、情報セキュリティの問題である。同じ事務所で、複数の弁護士が同時刻にウェブ会議をする際などに、他の弁護士にこちらの声が聞こえていないか気を付けなければいけない。

【委員長】

仮に、自身が当事者になったときに、相手方当事者が裁判所から参加し、自身はウェブ会議での参加となった場合、公開の法廷において、やり取りのどんなところが不安に思われるか。また、進行に注意してほしい点はないか。

【委員】

誰かと一緒にいてこそ、話せる安心感があると思うので、自分だけが画面の中にいるのは不安である。

また、年齢層が高いと、デジタルの資料に目を通していただけないことがあるかもしれない。

【委員】

自分が画面で見るのはカメラが映す範囲になるので、カメラが映す範囲以外で何が行われているのか分からない不安がある。

【委員】

若い方と高齢の方でデジタルリテラシーの格差が大きいかと思う。

裁判官はＴｅａｍｓでの会議の時、ビデオ機能等で記録は取っているのか。

【委員】

ビデオ機能等で記録は取っていない。双方の言い分と証拠を踏まえて、自由に議論し、一番重要な争点を詰めていく作業を行っている。すべてのやり取りを記録していくと、

当事者側としては、揚げ足を取られないよう、議論が停滞するなどデメリットがある。議論の結果としてどのような内容を記録に残すかについても、双方の意向を確認している。

【委員長】

　所属の団体のデジタル化について伺いたい。

【委員】

　県では、なるべく紙媒体を使わないよう、会議もタブレットを使用して行うことになっており、私が会議に出席している自治体も同様である。当センターでは、相談に関してデジタル化を行うことには難しさがある。一般の方のネット環境が整っていないことや、高齢の方も多いことを考えると、なかなか難しいかと思う。

　裁判の場で自分だけが画面の中にいるというのは、裁判の空気感が分からないので、自分が言わなければいけないことが言えるのか不安である。

【委員】

　検察庁では、令和１０年を目途に本格的にＩＴ化手続を始めようと検討している。先ほどの実演では、画面がきれいだという感想を持った。

　検察庁の手続で考えると、場合によっては、遠隔での取り調べも可能かとは思われるが、画面を通しての被疑者の取り調べでは、肌感覚で被疑者のことを知ることができないので、全面的にはなかなか難しいと思われる。また、証人尋問においても、当事者の合意の下、相当かどうか判断することとなると思う。

【委員長】

　裁判の利便性を高める、裁判の質を高めるなど、デジタル化によって、民事訴訟にどのようなことを求めるか伺いたい。

【委員】

　デジタル化とはスピード重視で、より多くの事件を処理するためなのかという感想を持った。

　審理が尽くされるのか不安に感じるが、予定されている内容の審理だけが進むのでなく、審理が紛糾するようなことはないのか。

【委員】

　各事件の処理については、プロセスを重ねていくことになる。その場合、議論が紛糾することもある。次回に何をやるか、どこが大事な争点なのか、当事者と裁判所の認識を共通にし、法律に基づいて解決策を見出していくことになる。

【委員】

　デジタル化により、効率的にすることは良いことである。もう少し事例を重ねていけば、問題点を見てしっかりとした議論ができるのではないかと思われる。

【委員長】

　本日は貴重な御意見をいただいた。様々な御意見を踏まえて、取り組みの参考としていきたい。